

高知市ブロック塀等耐震対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、避難路の確保や市街地の防災安全性を確保することを目的として、危険性の高い既存コンクリートブロック塀等の撤去又は安全な塀等（コンクリートブロック造又は組積造のものを除く。）への改修（以下「耐震対策」という。）を行う者に対して高知市ブロック塀等耐震対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす個人又は法人とする。

(1) 高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日高知県制定）別表第5に規定する危険性の高い既存コンクリートブロック塀等であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定により策定される高知県地域防災計画若しくは同法第42条第1項の規定により策定される高知市地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項の規定により策定される高知県耐震改修促進計画若しくは同法第6条第1項の規定により策定される高知市耐震改修促進計画に位置付けられた避難路の沿道に設置されたもの（以下「既存ブロック塀等」という。）の所有者であること。ただし、既存ブロック塀等の所有者と親子関係にある者等市長が特に認める者については、この限りでない。

(2) 県税及び市税を滞納していない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う既存ブロック塀等の耐震対策工事であって、高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱（平成19年4月17日高知県制定）の規定により登録された工務店、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者で市内に本店を有する法人又は個人の施工業者に請け負わせるものとする。

2 耐震対策工事は、当該年度の1月末までに工事が完了するものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象事業としない。

(1) 補助金の交付の決定前に請負契約を締結した工事

(2) その他市長が不適当と認める工事

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費とする。

2 補助対象経費の上限額は、80,000円に補助対象事業に係る既存ブロック塀等の総延長のメートル数を乗じて得た額とする。

3 補助金額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は205,000円のいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 補助対象者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税

率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないとしたときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更承認等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書(様式第3号)により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金額の増額を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の事業変更等承認(否認)通知書により当該申請をした補助事業者には通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該年度の1月末日までに実績報告書(様式第4号)に係る書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 第5条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項の報告に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の報告があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書(様式第5号)により補助事業者には通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第11条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、当該年度の3月31日までに補助金交付請求書(様式第6号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 補助事業の完了後、おおむね10年以内にブロック塀等を改めて設置したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 第5条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第9条第1項の報告の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（同条第2項の規定により減額して報告した場合は、減額した金額を超える金額）を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(調査等)

第14条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市ブロック塀等耐震対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市ブロック塀等耐震対策事業費補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市ブロック塀等耐震対策事業費補助金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市ブロック塀等耐震対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の高知市ブロック塀等耐震対策事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市ブロック塀等耐震対策事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(特例)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前に施行された高知市ブロック塀等耐震対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱についても適用する。